

作 業 基 準

令和 6 年 7 月 1 9 日

薩摩川内市

目 次

第 1 章	目的	1
第 2 章	作業体制	1
第 3 章	危険物等の取扱い	1
第 4 章	乗下船作業	1
第 5 章	旅客の遵守事項等の周知	2

第 1 章 目的

（目的）

第 1 条 この基準は、運航管理規程に基づき、甌島西海岸・東海岸周遊観光航路・遊覧鹿島断崖航路、人の運送をする内航不定期航路及び唐浜漁港・串木野新港～甌島列島（中甌漁港、里港、長浜港、手打漁港）航路の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

第 2 章 作業体制

（作業体制）

第 2 条 運航管理者、陸上作業員又は船内作業員は、乗船待機中の旅客の整理、乗下船する旅客の誘導、船舶の離着岸時の綱取り及び綱放し等の作業を実施する。

2 船長は、船内作業員を指揮して、船舶上における乗下船する旅客の誘導、離着岸時における諸作業を実施する。

第 3 章 危険物等の取扱い

（危険物等の取扱い）

第 3 条 危険物の取扱いは、運航管理者の指示に従い、危険物船舶運送及び貯蔵規則等関係法令に定めるところにより行うものとする。

2 刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いについては、運航管理者の指示に従い、運送を拒絶するか又は一定の条件をつけて運送を引き受けるものとする。ただし、原則として船室に持込むことは拒絶しなければならない。

3 運航管理補助者、陸上作業員又は船内作業員は、旅客の手荷物、小荷物、その他の物品が前 2 項の物品に該当するおそれがあると認めるときは、運航管理者又は船長の指示を受けて運送申込人の立会いのもとに点検し、必要な措置を講ずるものとする。

4 船長及び運航管理補助者は前 3 項の措置を講じたときは、直ちに、その状況を運航管理者に報告するものとする。

第 4 章 乗下船作業

（乗船作業）

第 4 条 旅客の乗船は、原則として離岸 10 分前とする。

2 離岸 10 分前になったときは、船内作業員は舷門を開放し、運航管理補助者又は陸上作業員に旅客の乗船を開始するよう合図する。

3 運航管理補助者又は陸上作業員は旅客を乗船口に誘導する。

4 運航管理補助者及び陸上作業員又は船内作業員は、乗船旅客数（無料幼児を含む。）を把握し、旅客定員を超えていないことを確認して、船内作業員は船長に乗船旅客数を報告する。

5 陸上作業員は、旅客が浮棧橋上に一時に集まらないように誘導し、浮棧橋上の人数は 30 人以下を厳守する。

（離岸作業）

第5条 船内作業員は、旅客の乗船が完了したときはその旨船長に報告し、船長の指示により迅速に離岸作業を行う。

（着岸作業）

第6条 運航管理補助者、陸上作業員又は船内作業員は、着岸時刻10分前になったときは着岸準備を行い、着岸に際しては迅速、確実に綱取作業を実施する。

2 船内作業員は、船長の指示により迅速、確実に係留作業を実施する。

（係留中の保安）

第7条 船長及び陸上作業員又は船内作業員は、係留中、旅客の安全に支障の無いよう係留方法、歩み板の保安に十分留意する。

（下船作業）

第8条 船長は、船体が完全に着岸したことを確認したときは、その旨運航管理補助者、陸上作業員及び船内作業員に合図する。

2 船内作業員は、運航管理補助者又は陸上作業員と協力して歩み板を架設し、架設完了を確認した後、旅客を誘導して下船させ、下船完了後、舷門を閉鎖し、船長に報告する。

第5章 旅客の遵守事項等の周知

（乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知）

第9条 運航管理者又は運航管理補助者は、乗船待ちの旅客に対して次の事項を掲示等により周知しなければならない。周知事項の掲示場所は旅客待合所又は発着場とする。

- (1) 旅客は乗下船時及び船内においては係員の誘導に従うこと。
- (2) 船内においては、乗船中の者に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。
- (3) その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項。

（乗船旅客に対する遵守事項等の周知）

第10条 船長は、船内の旅客が見やすい場所に次の事項を掲示しなければならない。

- (1) 旅客の禁止事項
- (2) 救命胴衣の格納場所及び着用方法
- (3) 非常の際の避難要領（非常信号、避難経路等）
- (4) 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報
- (5) 下船及び非常の際には係員の指示に従うこと

（旅客に対する救命胴衣の着用に関する指示）

第11条 船長は、救命胴衣の着用に関し、旅客に対し以下の措置を講じなければならない。

- (1) 暴露甲板に乗船している旅客には、救命胴衣を着用させるよう努めること。
- (2) 12歳未満の児童には、船室内にいる場合を除き、常時、救命胴衣を着用させること。
- (3) 気象、海象の悪化等、利用者の安全確保のために必要と判断される場合は、救命胴衣を着用させること。